

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社カバロ企画 代表取締役 馬場 雄一郎
【住所又は本店所在地】	東京都大田区南雪谷二丁目17番7号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	サンヨー建設株式会社
証券コード	1841
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社カバロ企画
住所又は本店所在地	東京都大田区南雪谷二丁目17番7号
事務上の連絡先及び担当者名	サンヨー建設株式会社 不動産部 古田 善彦
電話番号	03-3727-5752

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.13
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月23日
訂正箇所	下記をご参照ください。

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

共同保有者の単体株券等保有割合の1%以上の増加

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

共同保有者の単体株券等保有割合の1%以上の増加
株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年11月13日から2025年12月25日までを買付け等の期間とする本公開買付けを実施いたしました。

提出者は、共同保有者1、共同保有者2乃至共同保有者4、及び、共同保有者5乃至共同保有者9との間で、2025年11月12日付で公開買付不応募契約（以下総称して「本不応募契約」という。）をそれぞれ締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

（ア）本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

（イ）発行者株式に係る議決権行使に関する合意

本不応募合意株主は、本公開買付けにおいて提出者が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、発行者の株主を提出者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとすることを目的として、本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

（ウ）貸株に関する合意

共同保有者2及び共同保有者5は、本株式併合の効力発生日において、提出者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する発行者株式の数のうち最も少ない数以上の発行者株式を所有する発行者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、提出者の要請があった場合には、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、共同保有者2が共同保有者4、共同保有者5が共同保有者6乃至共同保有者9の所有する発行者株式の一部又は全部をそれぞれ借り受ける貸株取引（以下「本貸株取引」という。）を実行することを合意しております。なお、共同保有者5乃至共同保有者9については、本不応募合意株式に含まれる譲渡制限付株式について譲渡制限が解除されていることを本貸株取引の実行の前提条件とするものとします。共同保有者2は、共同保有者4との間で、2026年3月23日付で本貸株取引に係る株式貸借契約を締結し、共同保有者4の所有する発行者株式17,600株を2026年3月30日付で消費貸借により無償で借り受ける旨を合意しております。また、共同保有者5は、共同保有者6乃至共同保有者9との間で、2026年3月13日付で本貸株取引に係る株式貸借契約を締結し、共同保有者6乃至共同保有者9の所有する発行者株式（共同保有者6：99,783株、共同保有者7：94,883株、共同保有者8：12,000株、共同保有者9：4,000株、合計210,666株）を2026年3月13日付で消費貸借により無償で借り受ける旨を合意しております。

提出者は、提出者の株式会社三菱UFJ銀行からの借入れ（以下「本借入れ」といいます。）に際し、提出者が保有する発行者株式の全てを本借入れの担保として差し入れるため、株式会社三菱UFJ銀行との間で、2025年12月26日付で、担保権設定に関する協定書を締結しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年11月13日から2025年12月25日までを買付け等の期間とする本公開買付けを実施いたしました。

提出者は、共同保有者1、共同保有者2乃至共同保有者4、及び、共同保有者5乃至共同保有者9との間で、2025年11月12日付で公開買付不応募契約（以下総称して「本不応募契約」という。）をそれぞれ締結しております。本不応募契約の内容は以下のとおりです。

（ア）本公開買付けへ応募しないことに関する合意

本不応募合意株主は、本不応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

（イ）発行者株式に係る議決権行使に関する合意

本不応募合意株主は、本公開買付けにおいて提出者が発行者株式の全て（ただし、発行者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、発行者の株主を提出者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとすることを目的として、本臨時株主総会の開催を発行者に要請することを予定しており、本不応募合意株主は、本不応募合意株式に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しております。

（ウ）貸株に関する合意

共同保有者2及び共同保有者5は、本株式併合の効力発生日において、提出者及び本不応募合意株主以外に、これらの株主がそれぞれ所有する発行者株式の数のうち最も少ない数以上の発行者株式を所有する発行者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイズアウト手続の安定性を高めるため、提出者の要請があった場合には、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、共同保有者2が共同保有者4、共同保有者5が共同保有者6乃至共同保有者9の所有する発行者株式の一部又は全部をそれぞれ借り受ける貸株取引（以下「本貸株取引」という。）を実行することを合意しております。なお、共同保有者5乃至共同保有者9については、本不応募合意株式に含まれる譲渡制限付株式について譲渡制限が解除されていることを本貸株取引の実行の前提条件とするものとします。共同保有者2は、共同保有者4との間で、2026年3月13日付で本貸株取引に係る株式貸借契約を締結し、共同保有者4の所有する発行者株式17,600株を2026年3月13日付で消費貸借により無償で借り受ける旨を合意しております。また、共同保有者5は、共同保有者6乃至共同保有者9との間で、2026年3月23日付で本貸株取引に係る株式貸借契約を締結し、共同保有者6乃至共同保有者9の所有する発行者株式（共同保有者6：99,783株、共同保有者7：94,883株、共同保有者8：12,000株、共同保有者9：4,000株、合計210,666株）を2026年3月30日付で消費貸借により無償で借り受ける旨を合意しております。

提出者は、提出者の株式会社三菱UFJ銀行からの借入れ（以下「本借入れ」といいます。）に際し、提出者が保有する発行者株式の全てを本借入れの担保として差し入れるため、株式会社三菱UFJ銀行との間で、2025年12月26日付で、担保権設定に関する協定書を締結しております。